

平成30年7月20日

平塚市監査委員 高梨 秀美  
同 大塚 政弘  
同 須藤 量久  
同 吉野 和美

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象課  
社会教育部 中央公民館
- 2 監査実施日  
平成30年4月26日
- 3 監査結果の公表日  
平成30年5月31日（平塚市監査委員公表第10号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、前回に引き続き公民館施設使用料の納入者による納入遅延及び自動販売機設置許可にかかる管理料の納入者による報告書提出遅延があった。いずれも納入者が期限を厳守するよう実効性のある指導をされたい。</p> <p>支出事務においては委託業務の確認検収印が漏れていたものがあり、契約事務においては随意契約により物品の修繕を行った際に、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったので、平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 納入遅延については、当該納入者と直接面談の機会を設け、遅延しないよう指導しました。報告書の提出遅延についても同様に、当該納入者に指導しました。また、期限の管理をしやすいするため、各自動販売機設置者からの報告書の提出を四半期毎に統一しました。</p> <p>確認検収印については、執行の際の再確認を徹底し、会計課などの審査後も再確認して、漏れのないよう対応します。また、物品の修繕の際の市契約規則条項適用誤りにおいても、執行時に規則等と照らし合わせ、適正に事務を執行します。</p>

以上